

医療保険

国民健康保険被保険者証の交換手続きについて

現在使用中の国民健康保険被保険者証は、平成15年3月31日で有効期限が切れます。交換は原則として郵送となりますが、国民健康保険税に納め忘れがある方は、役場町民課保険医療係の窓口での交換になります。

さらに、滞納の金額によっては、有効期限の短い保険証（短期被保険者証）や、医療機関でいったん10割の自己負担をしていた保険証（資格証明書）を交付するなど、厳しい措置をとらなければなりません。そのようなことにならないために、また、国民健康保険制度の安定的な運営のためにも、国民健康保険税の納付状況について、再度確認をお願いします。

なお、保険証は3月下旬に「配達記録郵便」で郵送する予定です。

※修字のため別個の保険証が必要な時は、申請に15年度

発行の在学証明書が必要で
す。また、住民票が松前町にある場合は、発行できません。ご注意ください。

保険証配達時における不在の場合の取扱について

保険証は、「配達記録郵便」で郵送しますので、配達時に不在の場合、「郵便物お預かりのお知らせ」という文書が配達されます。

この場合は、松前郵便局に連絡の上、ご希望の受取方法（再配達・郵便局窓口受取など）をご相談ください。

なお、「郵便物お預かりのお知らせ」に記載されている保
管期限以降は、役場町民課保
険医療係での受渡しとなりま
すので、特に再配達を希望さ
れる場合はご注意ください。

注意事項

保険証送付用の封筒には開封口を設けています。開封の際にはお確かめの上、保険証を傷つけないようご注意ください。

問い合わせ

役場町民課保険医療係

☎ 985-4107

税

固定資産課税台帳
閲覧のお知らせ

平成15年度の固定資産税は、平成15年1月1日現在で固定資産を所有されている方に課税されます。課税台帳には、土地、家屋及び償却資産の評価額、課税標準額などが記載されています。

家屋を新築・増築された方、土地の異動のあった方、町内に土地・家屋・償却資産を新たに所有された方はお確かめください。

閲覧期間

4月1日（火）から閲覧できます。

一 執務時間中

二 閲覧場所 役場税務課11番窓口

三 持参品 印鑑

※代理の方は、所有者の委任状が必要です。

※平成15年度の納税通知書は、4月中旬に発送予定です。

問い合わせ

役場税務課資産税係

☎ 985-4111

3月17日（月）まで
おすすめですか？

確定申告

平成14年分の申告と納税はお済みになりましたか？

3月の所得申告の相談日程は左表のとおりです。期間内に正しい申告を済ませるようにしてください。

なお、所得税の申告をした方は、町県民税の申告をする必要はありません。

◎申告に持参するもの
印鑑・各種所得控除証明書（生命保険などの控除証明書・医療費などの領収書）、源泉徴収票、公的年金等支払報告書（給与・務署から送付された申告書類など）。

問い合わせ

役場税務課町民税係

☎ 985-4110

平成14年分 所得申告相談日程表

月	日	曜	出張申告		申告会場	一般申告	
			9時～11時30分	13時～16時		9時～11時30分 13時～16時	
3月	1	土	△		各地区の 公民館又は 集会所	3月17日（月）まで役場2階大会議室で受付をしています。 ※ただし土・日曜日を除く	
	2	日					
	3	月	永田・大溝	徳丸			
	4	火	横田・東古泉	中川原			
	5	水	鶴吉	神崎			
	6	木	新立・本村	出作			
	7	金	宗意原	北黒田			
	8	土	△				
	9	日					
	10	月	南黒田	筒井			
	11	火	一般申告				
	12	水					
	13	木					
	14	金					
	15	土					
	16	日	△				
	17	月					